◎ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

〇ストー カー 行為等の規制等に関する法律 (平成十二年法律第八十一号) (抄) (第一条関係

(傍線部分は改正部分)

第一条による改正後

(定義)

をすることをいう。 で密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活におい対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する 第

をみだりにうろつくこと。付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、

二~四 [略]

して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは五(電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続

六・七 〔略〕

電子メールの送信等をすること。

態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電八)その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状

(定義)

現

行

をすることをいう。 をすることをいう。 をすることをいう。 をすることをいう。 変感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに 変感感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに なったことにります。 変感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶 をすることをいう。

付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)のつきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、

二~四 〔略〕

電子メールを送信すること。して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続

六・七 [略]

態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を八くの性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状

3 2 害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限 全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく きまとい等 信することを除く。)をいう。 の送信等に係る部分に限る。 に掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つ 者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供さ 法律第八十六号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号 するために用いられる電気通信 前項第五号の 理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係 れるものの当該機能を利用する行為をすること。 気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三 において同じ。 し若しくはその知り得る状態に置くこと。 る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置 できない方式で作られる記録であって、 子的方式、)を反復してすることをいう。 前号に掲げるもののほか 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達 、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信 (第 一磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが 一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メール 「電子メールの送信等」とは、 の送信を行うこと。) に掲げる行為については、身体の安 特定の個人がその入力する情報を電 (電気通信事業法 電子計算機による情報処 次の各号のいずれか (昭和五十九年 2 〔新設〕 身体の安全、 が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場 きまとい等 合に限る。)を反復してすることをいう。 この法律において「ストーカー行為」とは、 (前項第一号から第四号までに掲げる行為については、 住居等の平穏若しくは名誉が害され、

送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

同一の者に対し、

又は行動の自由

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

らない。

「以下「ストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはながの氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報が以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であ第七条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為

(警察本部長等の援助等)

第八条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー第八条 警察本部長等は、ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教助した

2~4 [略]

(職務関係者による配慮等)

上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その第九条「ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務

職務を行うに当たり

当該ストー

カー行為等の相手方の安全の確保

〔新設〕

(警察本部長等の援助等)

る行為(以下「ストーカー行為等」という。)の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置のし、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたいも、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものと教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものと教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものと教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものと教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものと教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものと

2~4 [略]

〔新設〕

2 • 3 第十条 第十一条 3 2 [削る] させるための方法、 なければならない。 婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在 要な措置を講ずるよう努めなければならない。 めに必要な研修及び啓発を行うものとする。 相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるた 及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。 についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努め する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必 (国 (調査研究の推進) 国及び地方公共団体は、 地方公共団体等は、 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する 地方公共団体、関係事業者等の支援 下略 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生 、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復 前二項に規定するもののほか 職務関係者に対し、 ストーカー行為等の 第八条 2 3 • 4 新設 整備、 その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関 ければならない。 ならない。 必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければ する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めな 発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所 国 国及び地方公共団体は、 民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために 地方公共団体、関係事業者等の支援等 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓 略 前項の支援等を図るため、 必要な体制の

下の罰金に処する。 第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以 (罰則)	第十四条~第十七条(略)	を講ずるよう努めなければならない。 (支援等を図るための措置) (支援等を図るための指置) (支援等を図るための措置)	四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発二 人材の養成及び資質の向上	ずるよう努めなければならない。 「カー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講 ーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講 (ストーカー行為等の防止及びスト	ない。 ない。 させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければなら
以下の罰金に処する。 第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円(罰則)	第九条~第十二条 〔略〕	新設 新設		(新設)	

[削る]	2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
2 〔略〕	2 〔略〕 は百万円以下の罰金に処する。 は百万円以下の罰金に処する。 同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又
六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、	五十万円以下の罰金に処する。第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、
第二十一条 〔略〕	第十六条 〔略〕

(傍線部分は改正部分)

(警告)

第

条

に

ょ

る

改

正

後

第

条

に

ょ

る

改

正

後

第四条 [略]

2 当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をするこ とができない。 をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)

3 • 4

「削る

5

略

(禁止命令等)

第五条

家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずる 者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、そ 三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした 相手方の申出により、 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。) 又は職権で、 当該行為をした者に対し、 玉 第

(警告)

第四条 [略]

2 条第 当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六 をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。) 項の規定による命令をすることができない。

3 • 4 略

5 報告しなければならない めるものを都道府県公安委員会 及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定 警察本部長等は 警告をしたときは (以下 |公安委員会」という。 速やかに 当該警告の内容

6 略

(禁止命令等)

は、

第五条 ときは、 又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定め 為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認める 告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警 当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、

ことができる。 法第二十六条中「不利益処分の決定をするときは」とあるのは「ス き期日までに相当な期間をおいて」とあるのは「速やかに」と、 委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準 ればならない。 該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内) に行わなけ 第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあっては、当 日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条 止命令等をした日から起算して十五日以内(当該禁止命令等をした を防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出によ 当該相手方の申出により(当該相手方の身体の安全が害されること 項の規定にかかわらず、 急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一 害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊 違反する行為の相手方の身体の安全、 いて、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安 公安委員会は [略] 又は職権で) カー行為等の規制等に関する法律 この場合において [略] 第一項に規定する場合において、 禁止命令等をすることができる。 聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、 同法第十五条第一 住居等の平穏若しくは名誉が (平成十二年法律第八十一 項中 第三条の規定に この場合にお 「聴聞を行うべ 2 〔新設〕 〔新設〕 るところにより、 [略] [略] 次に掲げる事項を命ずることができる。

4

2

3

6 9 8 7 5 10 過後、 禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相 禁止命令等をしなかったときは、 禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日 あるのは に延長しようとするときも、 手方の申出により る。 み替えるほか 号) 第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったときは」と、 「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場 |該申出をした者に書面により通知しなければならない。 いて準用する。この場合において、 延長することができる。 を当該申出をした者に通知しなければならない。 禁止命令等の効力は 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、 公安委員会は、 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、 略 当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは 「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分 当該禁止命令等の」とあるのは 第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合に 必要な技術的読替えは、 禁止命令等をした場合において、 又は職権で 禁止命令等をした日から起算して一年とす 当該延長に係る期間の経過後 同様とする。 当該禁止命令等の有効期間を一年 速やかに、その旨及びその理由を 第六項中「禁止命令等を」と 政令で定める。 「当該処分の」と 前項の期間 これを更 の経 5 4 3 〔新設〕 〔新設〕 新設 をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出を をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申 した者に書面により通知しなければならない。 出をした者に通知しなければならない。 公安委員会は、 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、 略 第一項の申出を受けた場合において、 禁止命令等 禁止命令等

有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の

は、国家公安委員会規則で定める。 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項

(仮の命令)

[削る]

第六条 2 もに、 緊急の必要があると認めるときは が害され、 けた者に対し いう。)をした場合には 付与を行わないで、 手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の した者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとと ついて警告又は仮の命令をすることができない に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。 号に掲げる行為に係るものに限る。 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為(第二条第一項第 の警察本部長等が前項の規定による命令(以下「仮の命令」と 当該申出をした者の身体の安全、 警察本部長等は、 、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために 当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為に 国家公安委員会規則で定めるところにより、 第四条第一 他の警察本部長等は、 当該行為をした者に対し 項の申出を受けた場合におい 住居等の平穏若しくは名誉 があり、 当該仮の命令を受 かつ、 当該行為を 行政 更

- 会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。 の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令
- を行わなければならない。 に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取
- は、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第を行う場合において準用する。この場合において、同法第十五条第を行うが、の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)
- る。 る場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと があるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の 認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の は、行政手続法第十三条第一項の規定に違反する行為があ
- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準た後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行っ

用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知

で定める。

第六条~第十一条

略

第十二条

(支援等を図るための措

置

を講ずるよう努めなければならない。 係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置 を図るため、必要な体制の整備、 国及び地方公共団体は、 民間の自主的な組織活動の支援に 第九条第一項及び前二条の支援等

(報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めると の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対 きは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条 たと認められる者その他の関係者に質問させることができる。 し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をし

2 めるときは、その必要な限度において 公安委員会は、 有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認 禁止命令等 (第五条第九項の規定による禁止命令 当該第三条の規定に違反す

> を行った場合の当該仮の命令の効力は、 |該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。 第三項の規定にかかわら

11 し必要な事項は 前各項に定めるもののほか、 国家公安委員会規則で定める。 仮の命令及び意見の聴取の実施に関

第七条~第十二条 下略

(支援等を図るための措置

第十三条 係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。 を図るため、必要な体制の整備、 国及び地方公共団体は、第十条第一 民間の自主的な組織活動の支援に 項及び前二条の支援等

(報告徴収等)

第十四条 の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、 当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させること に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その ると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申 ができる。 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要が 又は警察職員に 他 出 あ

2 \mathcal{O} は、その必要な限度において、 他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるとき 警告若しくは仮の命令を受けた者そ 又は警察職

その他の関係者に質問させることができる。資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者る行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは

(禁止命令等を行う公安委員会等)

地を管轄する公安委員会とする。

地を管轄する公安委員会とする。

地を管轄する公安委員会とする。

地を管轄する公安委員会とする。

かかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等をすることができないものすることができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に

転したこと。
相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移っている。

とする。

した者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為を

ることができる。
員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させ

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十五条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出為をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

〔新設〕

2

[削る]

3

本部長等とする。本部長等とする。

この限りでない。

に関する事質に関知の命令に関する事質に関知の命令に関する事質

と。
その住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したころの住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したるが、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者が、

所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居二、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその二、

聴取に係る禁止命令等をすることができるものとし、同項の他の公の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書

[削る]

	ることができる。
〔新設〕	部長等に行わせることができる。 (公安委員会の事務の委任)
第十六条・第十七条 〔略〕	第十五条・第十六条 〔略〕
事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。	削る

(許可の基準) (許可の基準) (許可の基準) (許可の基準) (許可をして しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若 しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若 しくは毛の添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若 はならない。 「一~十四 「略」	(許可の基準) (許可をして) (許可の基準) (計画の基準) (計画の基準) (計画の基準) (計画の基準) (計画の基準) (計画の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の
現行	改 正 案